

一般社団法人 山梨県バスケットボール協会 代議員会規程

(目的)

第1条 本規程は、「一般社団法人山梨県バスケットボール協会」(以下「本協会」という)の定款第41条に基づき、本協会の代議員会の組織、権限および運営に関する事項を定める。

(構成)

第2条 代議員会は、全ての代議員をもって構成する。

(開催)

第3条 代議員会は、定時代議員会および臨時代議員会の2種とする。

- (1) 定時代議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- (2) 臨時代議員会は、随時、必要に応じて開催する。

(代議員の任期等)

第4条 代議員の任期は、選出された後2年以内に事業年度が終了後に関する定時代議員の終結時までとする。ただし、任期終了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を遂行しなければならない。

- 2 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(招集)

第5条 代議員会の招集は次のとおりとする。

- (1) 代議員会は会長が招集する。ただし、会長に事故あるときまたは欠けたときは、副会長、専務理事、常務理事の順にその任にあたり、招集することができる。

(議長)

第6条 代議員会の議長は次のとおりとする。

- (1) 代議員会の議長は、会長または会長があらかじめ指定した副会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その代議員会において、出席した代議員の中から議長を選出する。

(権限)

第7条 代議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 入会の基準ならびに会費および入会金の金額。
- (2) 加盟団体の新規参入。
- (3) 加盟団体および会員の除名。
- (4) 役員を選任および解任。
- (5) 役員報酬の額またはその規程。
- (6) 各事業年度の決算報告。
- (7) 定款の変更。
- (8) 長期借入金の処分ならびに重要な財産の処分および譲受け。
- (9) 解散。
- (10) 合併ならびに事業の全部または事業の重要な一部の譲渡。
- (11) 理事会において代議員会に付議した事項。
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規程する事項およびこの定款に定める事項。

(招集通知)

第8条 代議員会の招集は次のとおり通知する。

- (1) 代議員会を招集するときは、開催日の10日前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各代議員に対して通知しなければならない。
- (2) 会長は、前号の書面による通知に代えて、代議員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、緊急の必要がある場合は、各代議員の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(定足数及び決議要件)

第9条 代議員会の成立および決議については次のとおりとする。

- (1) 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 代議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第10条 理事または代議員が、代議員会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、すべての代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第11条 理事が代議員の全員に対し、代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員会への報告があったものとみなす。

(監事の出席)

第12条 監事は、代議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第13条 会長は、必要に応じて、議案に関係ある者を代議員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

(議事録)

第14条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し保存しなければならない。

2

前項の議事録には、議長及び出席した代議員から議事録署名人2名が記名押印をする。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した代議員に対し、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

(代議員会に関する事務)

第16条 代議員会に関する事務は、本協会の総務企画委員長が統括する。

(法令等の読替え)

第17条 本規程において引用する条文の条数・項番号が、関係法令の改正に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

(改正)

第18条 本規程の改正は、代議員会の決議に基づきこれを行うものとする。

附則

- 1 本規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人の設立年における第3条の規程は、代議員選挙完了後、1か月以内に開催する。